

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和6年(2024年)11月14日(木) 午後7時00分～午後8時40分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務課長、市立ひらかた病院総務課長
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2024年賃金確定重点要求書」、「2024年 年末一時金要求書」に基づく交渉(2回目)

<交渉内容要旨>

I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
・ 前回の交渉内容を踏まえて、現時点で示せる回答を聞く。	・ 人事院勧告への対応については、厳しい財政状況ではあるが、給料表の引上げについて勧告に準拠した内容で実施していきたい。短期の会計年度任用職員以外は4月遡及とし、短期任用は令和7年4月1日からの適用とする。 地域手当の引上げ、扶養手当の見直しについても、勧告に準拠した内容で、令和7年度から段階的に実施する。

II. 基本賃金等について

組 合	市
・ 働きたくても働けない配偶者もいる。配偶者手当については、実質賃金低下に対して給与を補填するためのものであり、逆行している。 ・ 再任用職員が取り残されている。一時金についても、会計年度任用職員は正職員と同じであるが、再任用は国に準拠している。市として、処遇の改善が必要であると考えますが、どのように認識しているのか。	・ 人事院勧告に準拠し、配偶者に係る手当は廃止する。 ・ 再任用職員の給与制度については、国公準拠を基本としており、独自のプラス改定はできないものと考えているが、課題があると認識しており、市長会を通じて要望を行うなど、強く国へ働きかけていきたいと考えている。

Ⅲ. 人員体制等について

組 合	市
・ 保育所現場では、人員が足りず体調が悪くても休暇も取得できない状況である。これまで、何とかまわしてきているが、無理をすると病休につながる。今年は多くの職員の採用があったものの、育休者も多く、また、退職者の補充にあてるため、さらに多くの正職員の採用が必要であると思うがどのように考えているのか。 ・ 福祉事務所において、ケースワーカーの任期付常勤職員を募集してもなかなか応募がなく、他市へ人員が流れている。人員確保のため、処遇改善が必要であると考え、どのような認識か。	・ 人員配置に係る課題については、次回の採用募集に向けて整理していく。 ・ 人材確保が困難な職種については、それぞれの状況を勘案し、適宜、処遇の見直しを行ってきており、引き続き、人材確保に努めていきたい。